

ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査に関する Q&A (飲食店・カラオケ店向け) (1月31日時点)

赤字部分追記(1/31～)

【「ワクチン検査パッケージ制度」、「対象者全員検査」について】

問1 「ワクチン検査パッケージ制度」とは何か？

「ワクチン検査パッケージ制度」は、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等で、飲食等に関して行動制限が課される状況において、ワクチン接種歴または陰性の検査結果を活用し、行動制限の緩和を可能とする制度です。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、政府または県の判断により、制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。

問2 「対象者全員検査」とは何か？

「対象者全員検査」は、「ワクチン検査パッケージ制度」と同様の行動制限の緩和を可能とするものですが、「ワクチン検査パッケージ制度」では、対象者のワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認のいずれかで良いのに対し、「対象者全員検査」はワクチン接種・未接種問わず、対象者全員の陰性の検査結果を確認する必要があります。

問3 飲食店やカラオケ店は必ず登録しなくてはいけないのか？登録しないと不利益があるか？

「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」の登録を義務づけるものではありませんが、人数制限やカラオケ設備の提供制限の緩和のためには、登録が必要です。今後、行動制限が課される場合に備え、あらかじめ登録していただくようお願いします。

問4 飲食店はどのような制限が緩和されるか(どういうメリットがあるのか)?

今後、滋賀県が緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置地域に指定された場合、あるいは、感染が拡大している場合において知事が判断し、特措法第24条第9項に基づき、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請する場合があります。そのような場合であっても、みんなでつくる滋賀県安心・安全認証店舗における「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食が可能となります。

問5 「同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食が可能となる」とはどのようなことか?

例えば、「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」を適用していない店舗に10人で来店した場合、2人～4人ずつのテーブルに別れて会食していただく必要がありますが、ワクチン検査パッケージ制度を適用した店舗の場合、一つのテーブルであっても10人で会食していただくことが可能となります。

ただし、このような場合であっても、滋賀県安心・安全店舗認証制度において定めている認証基準を遵守いただく必要があります。

問6 カラオケ店はどのような制限が緩和されるか(どういうメリットがあるのか)?

滋賀県が緊急事態措置区域に指定された場合、カラオケ設備を提供する飲食店等(飲食を主として業としていないカラオケ店含む。カラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)に対して休業を要請することとなります。そのような場合であっても、みんなでつくる滋賀県安心・安全認証店舗(第三者認証店)や飲食を主として業としていない店舗が「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」の適用を受けた場合には、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供することが可能となります。

問7 「収容率の上限50%としつつ、カラオケ設備を提供する」とはどのようなことか?

例えばカラオケボックスの個室において、個室の定員人数の半分の人数までの利用であれば、カラオケ設備を提供いただくことが可能となります。

問8 いつまでに登録をしなければいけないのか？

今後感染が拡大し、本県が飲食店に対する人数制限や、カラオケ店に対するカラオケ設備の提供制限を行う前までに登録を済ませていただく必要があります。

本県がこのような制限をいつ行うかについては、その時の感染状況により判断することから、現時点では一概に明言することは出来ませんので、お早めに登録していただくようお願いします。

問9 制限要請中に登録すれば、登録後から制限の緩和を受けることができるのか？

可能です。ただし、利用者への周知の観点から、店舗における「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」の適用は、登録ステッカー到着後または県ホームページでの店名公表後から開始願います。

問10 店舗(事業所)は滋賀県内にあるが、本社(事業者)は他県にある。この場合、どの県に登録すればよいか？

店舗(事業所)が滋賀県内であれば、本社の住所に関わらず、滋賀県へ登録していただくようお願いいたします。

問11 登録の完了はどのように確認できるのか？

登録が完了した店舗については、新たに「ワクチン検査パッケージ制度」の登録ステッカーを郵送するほか、県ホームページで登録店舗一覧を公表します。

問12 登録ステッカーはいつごろに送付されるのか？

送付いただいた申請書の内容を確認後、店舗(事業所)に対し随時発送します。

問13 「みんなで作る滋賀県安心・安全店舗認証制度」の認証をまだ取得していないが、いつから「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」に登録できるのか？

飲食店の場合(食品衛生法第 52 条第1項に規定する許可を受けた者に限る)、「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」の登録には、「みんなで作る滋賀県安心・安全認証店舗」として認証を受けていただく必要があります。認証制度の申請後、調査員が店舗を訪問し感染防止対策の確認を行い、対策の確認ができれば後日、認証させていただきますので、認証後、「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」に登録を希望する飲食店の方におかれましてはその際にご登録ください。

また、飲食を主として業としていない店舗(カラオケボックス等)におかれましては、「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」の登録の際に、「みんなで作る滋賀県安心・安全認証店舗」として認証を受けていただく必要はありません。

問14 店舗が「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」を適正に運用しているかどうか、県が実地で確認を行うことはあるか？

県が本制度の運用の確認を抜き打ちで行う場合があります。その際にご協力をお願いします。

問15 「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」に登録した場合、登録後からは常に(毎日)、入店者のワクチン接種歴または検査結果の確認が必要になるのか？(「対象者全員検査」の場合は、検査結果の確認のみ)

「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」が適用されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において行動制限(同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける、カラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請)が課されている期間に限定されません。行動制限が課されていないときは、ワクチン接種歴等を確認する必要はありません。

問16 「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」に登録した場合、登録後からは、全ての来店者のワクチン接種歴または検査結果を確認しなければならないのか？（「対象者全員検査」の場合は、検査結果の確認のみ）

「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査」は、ワクチン接種歴または検査結果の陰性を確認することで、課されている行動制限を緩和する制度です。このため、行動制限下において、同一テーブルの同一グループでの5人以上の会食を希望する場合や、カラオケ設備の使用を希望する場合のみ、その希望者全員の接種歴等の確認が必要になります。

行動制限の対象とならない利用者について、確認する必要はありません（例えば同一グループの同一テーブルでの4人以下での会食を希望する場合は、ワクチン接種歴または検査結果の陰性の確認は不要です。）。

問17 利用者が来店時に提示する書類やデータについて、ワクチン接種歴に限定し、陰性の検査結果は取り扱わないこととしてもよいか？

本県に「ワクチン検査パッケージ制度」が適用されている際に、利用者が、ワクチン接種歴しか選択できないとすることはできません。一方で、感染リスクを抑えるため、店舗側が自らの判断で、ワクチン接種済みの方も含めて、陰性の検査結果のみを確認し、行動制限の緩和を受ける対象者を来店させることは可能です。この場合には、登録申請書の「対象者全員検査」に関する項目の欄にチェックをお願いします。県ホームページに掲載する登録店舗一覧に、「対象者全員検査」を実施する店舗である旨記載させていただきます。

なお、本県に「対象者全員検査制度」が適用されている際には、本制度登録店舗は一律で「対象者全員検査」を実施いただきますようお願いいたします。

【ワクチン接種歴および検査結果の確認方法について】

問18 ワクチン接種歴を確認する場合のチェックポイントは？

次の点について、確認してください。

- ①2回接種を完了していること
- ②2回目接種後、14日以上経過していること(接種日を1日目として計算)
- ③提示された予防接種済証等が本人のものであること(身分証明書との突合により確認)

問19 検査結果を確認する場合のチェックポイントは？

次の点について、確認してください。

- ①検査結果が陰性であること
- ②検査結果が有効期限内であること
- ③提示された検査結果通知書が本人のものであること(身分証明書との突合により確認)

問20 使用可能なワクチン接種歴の有効期限はいつまでか？

有効期限は当面設定しないこととしています。

問21 検査結果の有効期限はいつまでか？

- ①PCR 検査等(LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)の場合、検体採取日(検体採取日が不明の場合は検査日)の3日後まで有効です。
- ②抗原定性検査の場合、検査日(=検体採取日)の翌日まで有効です。

問22 3回目接種済みの場合、接種済み証は3回目のものでよいか？3回目接種済みの場合、接種からの経過期間はいつからか？

3回目接種済みの場合は、接種済み証は3回目のもので可能です。その場合、2回目接種日から14日以上経過していることが想定されるので、3回目接種からの経過期間を確認いただく必要はありません。

問23 身分証明書とはどのようなものを指しているか？

運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でもかまいません。

問24 ワクチン接種歴や検査結果は、書類の原本を確認する必要があるのか？

原本に限らず、予防接種済証等を撮影した画像や写し、検査機関が発行するメール等により確認することも可能です。

問25 電子化されたワクチン接種証明書は活用可能か？

令和3年12月20日に電子化されたワクチン接種証明書(国の新型コロナワクチン接種証明書アプリ)は、「ワクチン検査パッケージ制度」におけるワクチン接種歴の確認の際に使用可能です。

問26 12歳未満の児童の本人確認の方法は？

12歳未満の児童の本人確認や年齢確認は、健康保険証等や自己申告、保護者による申告によって確認してください。

問27 現在、ワクチンを接種できない12歳未満の児童について、行動制限を緩和するためには陰性の検査結果の確認が必要か？

6歳未満の未就学児については、同居する親等の監護者が同伴する場合は、行動制限を緩和する上で、検査は不要です。

6歳以上12歳未満の児童については、行動制限を緩和する上で、陰性の検査結果の確認が必要です。

問28 無料検査は、どこで受けられるのか？

県内すべての薬局や医療機関において実施しているわけではありません。

下記県HPに掲載している「県内で無料検査を実施する検査実施事業者一覧」をご確認の上、お近くの実施事業者までお越してください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/322797.html>

問29 「ワクチン検査パッケージ制度」や「対象者全員検査制度」に登録した場合、行動制限の緩和を希望するお客様のうち、接種証明や検査結果通知書をいずれも忘れた方に対しては、入店をお断りするしかないのか？（「対象者全員検査」の場合は、検査結果の確認のみ）

飲食に関しては、登録店舗であっても、同一グループの同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴または検査結果の陰性を確認する必要はありません。テーブル間での交流が生じないことを前提に、5人以上のグループが複数のテーブルに分かれ、各テーブル4人以内とすることができます。

一方、カラオケ設備の利用を希望する場合は、接種歴等を確認できない場合は、利用ができません。

なお、いずれの場合も、当日の検査が可能な実施機関を紹介し、お客様にそこで受けた検査の結果をお持ちいただくという方法もあります。これらの対応ができない場合は、入店をお断りしていただくこととなります。